

住民税非課税世帯の方は、医療費や食事代などの

窓口負担が減額になります！

事前に申請していただきましたら、認定証をお渡しします。

所得区分	自己負担限度額(月額)		一般病床	療養病床	
	外来(個人)	外来+入院 (世帯)	食事代 (1食)	食事代 (1食)	居住費 (1日)
区分Ⅱ	8,000円	24,600円	210円※1 160円※2	210円	320円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円	100円	130円 100円※3	320円 0円※3

△区分Ⅱ・・・住民税非課税世帯

△区分Ⅰ・・・住民税非課税世帯であって各所得が経費・控除を差し引いたとき0円になる人(年金所得の控除額は80万円として計算)

※1 過去12か月の入院期間が90日以内の場合の金額

※2 過去12か月の入院期間が91日以上の場合の金額
(再度、申請が必要です。)

※3 老齢福祉年金を受給している場合の金額

〔留意事項〕

虚偽の申請に基づき取得した限度額適用・標準負担額減額認定証により不正にこの証を使用した場合には、刑法上の詐欺罪にあたるとともに、不正行為による受給として広域連合が給付の一部を徴収することもありますのでご注意ください。

～「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を受付しています～

申請受付 随時受付中

認定期間 申請のあった月の1日から翌年7月31日まで
(申請月が1月～7月の場合は、その年の7月31日まで)

必要なもの 後期高齢者医療被保険者証・印鑑

受付場所 岩美町住民生活課 保険係 電話 73-1415